

飯塚市保育士就職緊急支援金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月7日

飯塚市長 武井政一

飯塚市保育士就職緊急支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市において増加傾向にある保育園等の未利用児童の解消のため、保育士資格を有し、保育園等に保育士として新たに就職した者に対し、予算の範囲内において支援金を交付することに関し、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育園等 飯塚市内の私立保育園及び私立認定こども園(保育部)をいう。
- (2) 常勤職員 1日6時間以上かつ1月20日以上勤務する保育士(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第3項に規定する保育士登録(同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録を含む。)を受けている者)をいう。
- (3) 転入者 飯塚市外から転入し、市内に住民登録を行った者をいう。
- (4) 転居費用 転入者が引越しに要する費用をいう。ただし、転出元から転入先までの交通費及び入居前後の宿泊費は除く。

(支援金の種類)

第3条 支援金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 就職支援金 保育園等に常勤職員として新たに就職した者に対して支給する支援金をいう。
- (2) 転居支援金 転入者に対し転居費用の実費を支給する支援金をいう。

(支援金の対象者)

第4条 この支援金の対象者は、保育士の資格を有する者で次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 保育園等に常勤職員として新たに就労することが決定し、当該保育園等から就職に当たり20,000円の助成を受けていること。

- (2) 市税等に滞納がないこと。
- (3) 保育士登録証を取得していること。
- (4) 既に支援金の交付を受けていないこと。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 就職支援金は、100,000円とする。
- (2) 転居支援金は、対象者が引越しのために支払った転居費用とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。ただし、転居支援金の額が200,000円を超えるときは、200,000円を上限とする。

(支援金の申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者は、支援金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 就労先が発行する就労証明書
- (2) 保育士登録証の写し
- (3) 誓約書
- (4) 履歴書
- (5) 保育園等から20,000円の助成を受けたことが確認できるもの。後日提出でも可能とする。
- (6) 転入者については、転居にかかる費用の領収書の写し

(支援金の請求及び支払)

第7条 支援金の交付決定を受けた者は、速やかに、支援金交付請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに支援金を支払うものとする。

(勤務状況の確認)

第8条 支援金の交付を受けた者は、交付の決定を受けた日から起算して2年を経過したのちに就労先が証明する就労証明書を提出しなければならない。

(決定の取消し)

第9条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、支援金の交付決定の全部を取り消すものとする。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正行為があったとき。
- (3) 支援金の交付を受けた者が、当該支援金の交付決定を受けた日から起算して2年以内に退職したとき。ただし、災害その他やむを得ない理由により市長

が認めるときは、この限りでない。

(帳簿の備付け)

第10条 市長は、支援金交付台帳を作成し、備え付けるものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。